

# 託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 2 月 16 日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

経料発 29 第 22 号

平成 30 年 2 月 16 日

経済産業大臣 世耕弘成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子禎則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。
	住所	同上
受給場所	受電場所	同上
供給場所	供給場所	同上
供給電力	同上	
供給電圧	同上	
電気方式及び周波数	同上	
料金その他の供給条件の内容	同上	
供給開始年月日及び有効期間	同上	

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成 30 年 2 月 14 日、連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため、新潟県 4 市 1 町（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡みなかみ町、同郡片品村）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成 30 年 1 月（隣接地域における災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限る。）、2 月および 3 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 34 号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行なわ

れ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 8 月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、平成 30 年 8 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成 30 年 8 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

## 別 添

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成 30 年 2 月 14 日、連日の降雪の影響により多大な被害が生じたため、新潟県 4 市 1 町（長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町）に災害救助法が 適用されました。

このため、災害救助法適用地域に隣接する当社供給区域内の地域（群馬県利根郡 みなかみ町、同郡片品村）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地 点にかかる託送供給について、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、 託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしました特例認可申請するものであります。